

審判員管理規程

一般財団法人 少林寺拳法連盟

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人少林寺拳法連盟（以下「本法人」という。）における、少林寺拳法審判員に関する事項について定める。

(審判員の資格)

第2条 本法人における審判員とは、本法人の普通個人会員であり、一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITYが認定・発行する以下の審判員資格(少林寺拳法公認審判員)を有する者をいう。

- (1) ナショナル審判員
- (2) 1級審判員
- (3) 2級審判員

(本部審判委員会)

第3条 本法人は、本部審判委員会をおく。

- 2 本部審判委員会は、ナショナル審判員の資格を有する者の中から、若干名を、会長が理事会の議決を経て任命する。ただし、特別な事情があるときは、会長が理事会の議決を経ずに任命することができる。

(本部審判委員会の業務)

第4条 本部審判委員会は、次の業務を行う。

- ①本法人の審判員を統括する。
- ②本法人及び本法人の団体会員が主催する各種大会における審判を巡る問題について、対応と改善を図る。
- ③本法人の会長・理事会の諮問機関として、少林寺拳法競技規則・少林寺拳法審判規則の改善に向けた提言を行う。また、会長・理事会の諮問を受けて、大会・審判に関する事項について審議・答申する。

(地方審判委員会)

第5条 各都道府県連盟に地方審判委員会をおくものとする。

- 2 地方審判委員会は、1級審判員以上の資格を有する者の中から、各都道府県連盟において5名以上を選出するものとする。なお、当該都道府県連盟内にナショナル審判員がいる場合は、必ず構成員にナショナル審判員を1名以上含めるものとする。
- 3 当該都道府県連盟内の有資格者が5名未満である場合は、本法人の会長の許可を得て、不足する人数を2級審判員の中から選出することができるものとする。
- 4 地方審判委員が、第2条の資格を喪失したときは、地方審判委員としての地位も当然に喪失するものとする。また、本法人より審判員活動を制限された場合は、地方審判委員としての活動を行うことができないものとする。

第6条 地方審判委員会は次の職務を行う。

- ①大会開催規則に基づく各当該都道府県の大会実行委員会の要請を受けて、当該大会の審判に関する業務を行う。
- ②当該都道府県内の大会の審判業務について、指導・監督を行う。
- ③当該都道府県内の大会において、問題が生じた際には助言・指導を行い、当該大会の審判団において対応ができない場合は、当該大会の審判団に代わって対応する。
- ④当該都道府県内の大会において生じた問題について本部審判委員会に報告し、または判断を仰ぐ。

(大会審判員)

第7条 本法人またはその団体会員が主催する大会における審判員（以下「大会審判員」という。）は、大会主催者が、第2条の資格を有する者の中から、以下の基準にしたがって委嘱する。

(1) 全国規模の大会：ナショナル審判員、1級審判員

ただし、ナショナル審判員、1級審判員の人数が不足する場合は、副審に限り、2級審判員に委嘱することを認める。

(2) 都道府県以下の規模の大会：1級審判員、2級審判員

- 2 大会主催者は、大会審判員の委嘱にあたって、大会出場者との関係で公平性を確保しなければならない。
- 3 大会審判員が、大会実施までの間に、第2条の資格を喪失し、または審判員としての活動を停止された場合は、当該大会における審判業務を行うことができない。

(大会審判長)

第8条 大会主催者は、委嘱した大会審判員の中から、当該大会における審判業務を統括する責任者（以下「大会審判長」という。）を1名に任命しなければならない。なお、副審判長・補佐等の設置は任意とする。

- 2 大会審判長は、当該大会の実施に先立ち、当該大会の大会審判員を招集して審判団会議費を開催し、当該大会における審判に関する重要な事項を決定し、または通知・伝達し、審判業務が公正に行われるようにしなければならない。

(大会審判員の公示)

第9条 大会主催者は、当該大会の実施に先立ち、当該大会の大会審判員名簿（大会審判長を明示したもの）を作成し、当該大会の参加予定者に公示しなければならない。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、本法人の理事会の議決により、改正することができる、本部審判委員会は、委員の3分の2以上の議決により、本法人の理事会に改正を発議することができる。

「付則」 本規程は2011年4月1日より施行する。

「改正」 本規則は2024年4月1日より施行する